

茨城県霞ヶ浦水質保全条例 指定施設一覧

番号	施 設 等
1	畜舎 （馬の飼養に用いるものであって、同一敷地内もおけるその総面積が 260 平方メートル以上 500 平方メートル未満のものに限る。）
2	車両の洗浄施設 （水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令 188 号）別表第 1 第 71 号に規定するものを除く。）
3	地方卸売市場 （卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物に係るもの及び水産物に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 69 号の 3 に規定するものを除く。）に限る。）
4	廃油処理施設 （水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 70 号に規定するものを除く。）
5	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
6	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
7	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設 （従業員 30 人以上の工場又は事業場に係るものに限る。）
8	病院 （医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 条 1 項に規定するものをいう。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 68 号の 2 に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の指定地域にあっては、湖沼水質特別措置法施行令（昭和 60 年政令第 37 号）第 5 条第 1 項に規定するものを除く。）
9	特定給食施設 （健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 20 条第 1 項に規定するものであって、1 日に 300 食以上の食事を供給するもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 4 に規定するものを除く。）に限る。）
10	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
11	納豆製造業の用に供する湯煮施設 （蒸煮施設を含む。）
12	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 （総床面積が 120 平方メートルの事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 5 に規定するものを除く。）に限る。）
13	飲食店 （次項及び第 15 項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 100 平方メートル以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 の 6 に規定するものを除く。）に限る。）
14	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 （次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設

	ゅう房施設（総床面積が 150 平方メートル以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 の 7 に規定するものを除く。）に限る。）
15	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル以上の事業場に係るもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 の 8 に規定するものを除く。）に限る。）
16	野菜又は果実の洗浄、切断等による加工（当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。）を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
17	建築基準法施行令第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 51 人以上 200 人以下のし尿浄化槽
18	指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設

※備考

この表において「特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設」とは、指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。